

**「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正（案）に関する
パブリックコメントの結果について**

2022年 4 月 1 日
日本証券業協会

本協会では、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正（案）について、2022年2月16日（水）から2022年3月17日（木）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（1件、1社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
1	その他 (改正箇所以外に関する意見)	<p>証券会社が行う売買審査とは、市場の公正を担保し投資家の市場への信頼を維持するために行う業務であって、重要な社会的な役割を持つものと認識している。</p> <p>今回改正も、目的は多様化する不公正取引のリスクに対し、抽出基準及び分析項目の変更をより柔軟に認め売買管理体制に関する一定の実効性を確保するため、と説明されているが、改正本文本文を見ると「過重な経済的負担を必要とする場合」「抽出される顧客の数が一般的に適切と評価される売買審査の体制を勘案し過大である場合」など、公益に資する売買審査の品質向上という本来趣旨から外れて証券会社の事務負担という業者の都合を優先させるような書き方になっているのはどうしたことだろうか。</p> <p>そもそもが、現行の「協会が定める抽出基準」について過去実</p>	<p>ご意見でご指摘されている点につきましては、2005年11月に本規則を制定した際に「取引所及び本協会が定める抽出基準」によることが『過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合』には、顧客管理体制等（顧客の投資意向を的確に把握するための方法や顧客面談の実施に関する社内ルールの整備状況等）を勘案し適切と認められる抽出基準に変更することを認めたものです。『過重な経済的負担が発生する場合』としては、当該基準による抽出を行うために新たなシステム対応が必要な場合を想定しています。その具体的程度については、各社の取引規模、業容及び財務状況に応じて総合的に判断されるべきものであるため、このような表現としています。この点は、取引所及び本協会の考査・監査等において、各社の</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>効性が検証されたことはあるのだろうか。</p> <p>改正案では原則としては今まで通りの「協会が定める抽出基準」による売買審査を行わなければならないこととし、一定の場合に変更を可能としているが、10年以上前に作成された「協会が定める抽出基準」を実効性未検証のまま所与のものとして取り扱うことは、必ずしも多様化する不公正取引のリスクに対応するという今回改正の目的には合致していないのではないかと。</p>	<p>実情・実態に応じて「適切と認められる抽出基準」か否かの確認を求めています。</p> <p>また、取引所及び本協会が定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、『一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、取引所及び本協会が定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、抽出基準に従い抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して同等程度の審査結果が得られると認められる場合』には、当該抽出基準を変更することを求めています。売買審査結果の同等性を示すためには、取引所及び本協会が定める抽出基準及び分析に係る項目に従い売買審査を行った結果との差異と、その差異が容認できる理由について、合理的な説明を行うことが求められます。</p> <p>これらの規定につきましては、抽出基準の変更を認める際の合理的な理由としては、現行においても変わりがないものと考えており、存置させていただきます。</p> <p>なお、ご意見にあるように、証券会社が行う売買審査は、証券市場の公正性、透明性を図るとともに証券会社に対する投資者の信頼を維持、向上させる重要な機能であります。「取引所及び本協会が別に定める抽出基準」は、証券会社が果たすべき最低</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
			<p>限の基準（ミニマムスタンダード）であり、証券会社には、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門において見直しを行わせること等により、実効性を確保することが求められております（規則第6条参照）。</p>

以 上